(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(仕様書、図面、見本又は その他発注者の指示を含む。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内 容とする物品売買契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的物(以下「物品」という。)を、契約書記載の履行期限内に契約書記載の履行場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29 年法律第89 号)及び商法(明治32 年法律第48 号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(単価契約における特例)

- 第1条の2 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示 に基づいて随時履行するものとする。
- 2 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。(私来の保持な)

(秘密の保持等)

- 第2条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた仕様書等(業務を行う上で得られた記録(個人情報に関するものを含む。)等を含む。)を複写し、複製し、又は譲渡してはならない。

(個人情報の保護に関する措置)

- 第2条の2 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報の保護に関する規程を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務上個人情報の取扱いを伴う場合、当該業務の履行に当たり、前項の規程及び仕様書等の規定により、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときは、発注者に対して直ちに連絡するとともに、遅滞なくその事故の状況等を詳細に記載した書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 4 発注者は、個人情報の管理状況について、随時立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は業務の処理について指示を与えることができる。
- 5 受注者は、業務完了時又は発注者が請求したときは、発注者の定めるところにより、その保有する個人情報を 速やかに発注者に返却し、又は消去しなければならない。
- 6 受注者は、故意に、又は前各項の規定に違反して、個人情報の紛失、漏えい、改ざんその他の不適切な取扱いをし、発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。 (契約の保証)
- **第3条** 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第3項各号に規定する者による 契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に 代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除 する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、物品のうち検査を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供しては

ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第5条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(仕様書の変更)

- **第6条** 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - (契約の履行の中止)
- **第7条** 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第8条 受注者は、その責に帰すことができない事由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮等)

- 第9条 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を受注者に請求 することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第10条 履行期限の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

- **第11条** 契約金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。
- 2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な 費用の額については、発注者受注者協議して定める。

(経済変動に基づく契約内容の変更)

- 第12条 履行期限内に、日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、 その実情に応じ、発注者受注者協議の上、契約金額又はこの契約の履行内容を変更することができる。 (一般的損害)
- **第13条** 物品の引渡し前に、物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様害に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第14条 発注者は、第6条、第7条、第9条、第12条又は第13条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(納入の方法等)

- **第15条** 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。 (検査及び引渡し)
- 第16条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。
- 2 発注者は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10 日以内に、検査を完了しなければならない。
- 3 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗、き損又は破壊したものを原状に復する費用は、すべて受 注者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格したとき又は第6項の採用を決定したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとする。この場合において、物品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しない物品がある場合において、発注者が期限を指定して修補(交換又は手直しをいう。以下同じ。)を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第2項及び前項の規定を準用する。
- 6 発注者は、第2項の検査に合格しない物品のうち、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支

障がないと認めたものについては、契約金額を減額してこれを採用することができる。

7 前項の規定により減額する金額については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。 (契約代金の支払)

- 第17条 受注者は、前条第2項の検査に合格したとき又は前条第6項の採用を決定したときは、契約代金の支払を 請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

- 第18条 受注者は、この契約の履行の完了前に、仕様書で部分払の支払いを約した場合においては、既納部分に相応する契約金額相当額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の検査を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、前項の検査を完了しなければならない。
- 4 受注者は、前項の検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 第3項の検査に合格したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとする。この場合において、 物品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

- **第19条** 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該 第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第17条又は第18条の規定に 基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

- 第20条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 納入期限までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (3) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第4条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に

表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的 を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 本条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第26条又は第27条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

- **第24条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
 - (3) 受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(発注者の任意解除)

- **第25条** 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第21条、第22条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- **第27条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定により、発注者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第7条の規定によるこの契約の履行の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

4

(解除に伴う措置)

第29条 発注者は、契約が解除された場合においては、検査に合格した既納部分があるときは、発注者は当該既納部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

- **第30条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。
 - (2) 引き渡された物品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第21条、第22条又は第24条の規定により、物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第21条、第22条又は第24条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により 選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第18条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 6 第2項の場合(第22条第7号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条又は第18条の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第32条 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合はその仕様書等の定めるところによる。

(賠償の予定)

- 第33条 受注者は、この契約に関して、第24条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否か を問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この契約の履行が完了 した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第24条第1号から第3号までのうち、違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 第24条第4号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (3) その他発注者が特に認めるとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

5

(相殺)

- **第34条** 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。 (補則)
- 第35条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との間で協議して定める。

6 R5. 6. 1